

税制上の優遇措置（税控除）について

学校法人中延学園への寄付金は、東京都から寄付金控除の対象となる証明を受けています。

寄付金控除には所得税の控除（税額控除もしくは所得控除）と住民税の控除の2種類があります。

所得税の控除を受ける場合には、ご寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。その際、税額控除・所得控除のいずれかを選択していただく必要があります。以下の（A）税額控除制度・（B）所得控除制度や所得税還付額目安表を参考にしていただき、ご自身の有利となる控除でご申告ください。なお、国税庁HPの確定申告書作成コーナーで作成される場合は、所得税額が最も少なくなるように自動で判定されて有利な控除が選択されます。国税庁HPの所得税の確定申告ページからアクセスしていただきお手続きください。

住民税の控除については、東京都・品川区にお住まいの方のみ寄付金控除を受けることができます。詳細は以下の（C）個人住民税の寄付金による控除をご確認ください。

参考サイト：文部科学省Webサイト
国税庁タックスアンサー

（A）税額控除制度

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額の40%に相当する額が当該年の所得税額から控除されます。

$$(\text{寄付金額}^{※1} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{所得税控除額}^{※2}$$

※1 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限

※2 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限

（B）所得控除制度

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額が当該年の所得金額から控除されます。

$$\text{寄付金額}^{※3} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

※3 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限

※所得税の還付額

寄付者ご本人の年収と年間の寄付金額によって異なります。以下の表で目安となる還付額をご確認いただけます。

所得税還付額目安表

※所得税について

所得税は個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

国税庁／所得税のしくみ

(C) 個人住民税の寄付金による控除

東京都にお住まいの方、品川区にお住まいの方は、所得税の控除に加え、住民税の寄付金控除（条例に指定した寄付金の税額控除）を受けることができます。確定申告を国税庁の確定申告書等作成コーナーで作成される場合は、「寄附金の種類」及び「寄附金の種類（詳細）」を入力していただくと寄付金控除を受けることができます

- 東京都にお住まいの方

寄付金額※4 - 2,000 円 × 4% (都民税) = 住民税控除額

- 品川区にお住まいの方

寄付金額※4 - 2,000 円 × 10% (都民税 4% + 区民税 6%) = 住民税控除額

※4 控除対象となる寄付金額は、ご寄付された年の総所得金額等の30%が上限となります。